### 宮城県スポーツ少年団表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮城県スポーツ少年団設置規程第4条第10号に基づく、宮城県スポーツ少年団表彰についての必要事項を定める。

(表彰の形式)

第2条 表彰は、宮城県スポーツ少年団本部長名をもって行い、功績賞及び功労賞とする。 (表彰の基準)

第3条 この表彰、次の各号に該当するものについて行う。

#### 1 功績賞

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展向上に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団 (以下「単位団」という。)を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた単位団で、かつ功績賞を受けたことがない単位団であること。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、顕著な功績のある登録指導者(以下「指導者」という。)を表彰する。但し、宮城県スポーツ少年団において功労賞を受けた指導者で、かつ功績賞を受けたことがない指導者であること。
- (3) その他、本部長が特に顕著な功績であると認めた単位団・指導者を表彰する。

### 2 功労賞

(1)スポーツ少年団に登録をして 15 年以上経過し、スポーツ少年団の趣旨に沿って模範的な組織・運営等に活動している単位団及び指導者を表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 前条第1号(1)(2)については、市・地区連絡協議会及び種目別協議会が所定の様式により、県本部長あて行う。前条第2号については、市町村スポーツ少年団本部長が所定の様式により、県本部長あて行う。ただし、前条第1号(3)については、宮城県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、宮城県スポーツ少年団常任委員会で行う。

(表彰の伝達)

第6条 表彰者の伝達は、宮城県スポーツ少年団委員総会の席上で行う。

(規程の内規)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、内規として別に定める。 (規程の変更)

第8条 本規程は、宮城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更する事ができる。

附 則 この規程は、昭和53年4月19日より施行する。

- 一部改正 昭和 59 年 5 月 10 日
- 一部改正 昭和63年 5月11日
- 一部改正 平成 2年 4月1日
- 一部改正 平成 8年 4月1日
- 一部改正 平成 18 年 12 月 10 日
- 一部改正 平成22年10月8日

# 宮城県スポーツ少年団 功績賞推薦内規

- 1. 表彰人数は、毎年度原則として45名以内(団体を含む)とする。
- 2. 功績賞の数
- (1) 第3条第1号(1)の単位団

市・地区連絡協議会における単位団の前年度登録実績から次のように定める。

200 団までの協議会

1 団体

201 団以上の協議会

2 団体以内

(2)第3条第1号(2)の登録指導者

市・地区連絡協議会及び種目別協議会における登録指導者数の前年度登録実績から次のように定める

600 名までの協議会

1名

601 名~1,000 名までの協議会 2 名以内

7 1 5/1 1

1,001 名以上の協議会

3 名以内

- 3. 第3条における指導者は、40歳以上(毎年度3月末日現在)のものとする。
- 4. 第3条第1号(3)におけるその他顕著な功績のあった単位団・指導者とは、次の項に該当するものをいう。
  - (1)単位団の直接指導に当たり、グループワーク等の役割を果たし、スポーツ少年団設置の趣旨に顕著に功績のあった者。
  - (2) スポーツ等の専門分野において特定の技能や内容の指導に当たり、スポーツ少年団設置の趣旨に顕著に功績のあった者。
  - (3) 県・市町村・種目別協議会において、団育成の諸条件の整備と経営に顕著な役割を果たしている者。
  - (4)県・市町村・種目別協議会において、模範的な組織・運営・活動をしている者。

## 日本スポーツ少年団顕彰 推薦内規

この内規は、日本スポーツ少年団顕彰要綱の定めにより、宮城県スポーツ少年団の表彰推薦に あたって必要な事項について定める。

- 1. 日本スポーツ少年団顕彰個人の推薦対象者は、原則として宮城県スポーツ少年団において功績賞を受けた者で、かつ日本スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない者であること。
- 2. 日本スポーツ少年団顕彰団体の推薦は、市町村組織の功績及び市町村登録団員の加入率及び増加率を考慮し、宮城県スポーツ少年団常任委員会(以下「常任委員会」)において推挙する。
- 3. 日本スポーツ少年団顕彰個人の推薦は、市・地区連絡協議会において1名推挙し、所定の様式をもって、宮城県スポーツ少年団本部長あて推薦書を提出する。
- 4. 日本スポーツ少年団顕彰感謝状の推薦は、市・地区連絡協議会において推挙し、所定の様式をもって、宮城県スポーツ少年団本部長あて推薦書を提出する。
- 5. 宮城県スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長あて所定の期日までに推薦書を提出する。